

社会福祉法人うらわ学園情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第59条2と社会福祉法人うらわ学園定款第三二条第3項に規定する各書類の閲覧について必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧できる書類)

第2条 うらわ学園は、次の書類を公表する。

- (1) 定款
- (2) うらわ学園現況報告書（評議員等、役員名簿等含む）
- (3) 各会計年度に係る計算書類及び付属明細書、監査報告
- (4) 財産目録
- (5) 役員報酬等の支給基準（役員等報酬規程）

(閲覧場所)

第3条 第2条の(1)から(5)の閲覧は、社会福祉法人うらわ学園事務室の窓口において行うものとする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第4条 第2条の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧日 社会福祉法人うらわ学園の開業日とする。
- (2) 開業時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時とする。

(閲覧手続)

第5条 第2条の書類を閲覧しようとする者は、(以下「閲覧者」という。)は、閲覧申出書(別記書類)に必要な事項を記入の上、係員の指示に従って閲覧しなければならない。

(遵守事項等)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧書類の持ち出し若しくは一部の抜き取り又は閲覧書類への書き込みをしないこと。
- (2) 閲覧書類をカメラその他の機器により撮影しないこと。
- (3) 閲覧後に、プライバシーの侵害又は差別的事象につながる行為を行わない

こと。

- (4) 閲覧場所において火気の使用をしないこと。
 - (5) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑をかけること。
 - (6) その他係員の指示に従うこと。
- 2 理事長は、前項各号に掲げる事項を守らない閲覧者に対しては、その閲覧を拒むことができる。

(写しの交付)

- 第7条 閲覧者は、閲覧書類の写しの交付を受けようとするときは、閲覧申出書に必要事項を記入の上、当該写しの作成に要する費用を負担することによりその交付を受けることができる。
- 2 前項に規定する費用は、閲覧書類1枚10円として算定する。

(損傷等の届出)

- 第8条 閲覧者は、閲覧書類を損傷し、又は破損したときは、速やかに係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(閲覧後の点検)

- 第9条 閲覧者は、閲覧書類の閲覧が終わったときは、速やかに係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

